# 阪南市森林整備計画

計 画 期 間

自 令和 7年4月 1日

至 令和17年3月31日

阪南市

# 目 次

Ι	伐採	🖁、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	. 5
	1	森林整備の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 5
	2	森林整備の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 5
	3	森林施業の合理化に関する基本方針	. 6
_	<del></del>		•
I		kの整備に関する事項	
Э	<b>第</b> 1	森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く)	
	1	樹種別の立木の標準伐期齢	
	2	立木の伐採(主伐)の標準的な方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
-	3	その他必要な事項 ····································	
ヲ	<b>第</b> 2	造林に関する事項	
	1		
	2	天然更新に関する事項	
	3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	10
	4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は	40
	_	造林をすべき旨の命令の基準	
<i>-</i>	5	その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
Э	<b>§</b> 3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法	4.4
		その他間伐及び保育の基準	· ·
	_	88.少少,	
	1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	··11
	2	保育の作業種別の標準的な方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	··11 ··11
-	2	保育の作業種別の標準的な方法	··11 ··11 ··12
穿	2 3 \$4	保育の作業種別の標準的な方法	··11 ··11 ··12
第	2 3 4 1	保育の作業種別の標準的な方法 その他必要な事項	··11 ··11 ··12
穿	2 3 \$4	保育の作業種別の標準的な方法 その他必要な事項 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法 木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき	··11 ··12 ··12 ··12
穿	2 3 4 1 2	保育の作業種別の標準的な方法 その他必要な事項 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法 木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき 森林の区域及び当該区域における森林施業の方法	··11 ··12 ··12 ··12
	2 3 4 1 2	保育の作業種別の標準的な方法 その他必要な事項 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法 木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき 森林の区域及び当該区域における森林施業の方法 その他必要な事項	···11 ···12 ···12 ···12 ···13
	2 3 4 1 2 3 5 5	保育の作業種別の標準的な方法 その他必要な事項 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法 木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき 森林の区域及び当該区域における森林施業の方法 その他必要な事項 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	···11 ···12 ···12 ···12 ···17 ···18
	2 3 4 1 2 3 5 1	保育の作業種別の標準的な方法 その他必要な事項 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法 木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき 森林の区域及び当該区域における森林施業の方法 その他必要な事項 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	···11 ···12 ···12 ···12 ···17 ···18
	2 3 4 1 2 3 5 5	保育の作業種別の標準的な方法 その他必要な事項 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法 木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき 森林の区域及び当該区域における森林施業の方法 その他必要な事項 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を	···11 ···12 ···12 ···15 ···17 ···18
	2 3 4 1 2 3 5 1 2	保育の作業種別の標準的な方法 その他必要な事項 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法 木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき 森林の区域及び当該区域における森林施業の方法 その他必要な事項 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を 促進するための方策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	··11 ··12 ··12 ··12 ··15 ··17 ··18 ··18
	2 3 4 1 2 3 5 1 2 3	保育の作業種別の標準的な方法 その他必要な事項 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法 木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき 森林の区域及び当該区域における森林施業の方法 その他必要な事項 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を 促進するための方策 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	··11 ··12 ··12 ··12 ··15 ··17 ··18 ··18
	2 3 4 1 2 3 5 1 2 3 4	保育の作業種別の標準的な方法 その他必要な事項 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法 木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき 森林の区域及び当該区域における森林施業の方法 その他必要な事項 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を 促進するための方策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	··11 ··12 ··12 ··15 ··17 ··18 ··18 ··18

第	6	森林施業の共同化の促進に関する事項19
	1	森林施業の共同化の促進に関する方針19
	2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策19
	3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項19
	4	その他必要な事項19
第	57	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項19
	1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び
		作業システムに関する事項19
	2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項19
	3	作業路網の整備に関する事項20
	4	その他必要な事項20
第	8	その他必要な事項21
	1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項21
	2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項21
	3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項21
Ш	森材	kの保護に関する事項21
第	1	鳥獣害の防止に関する事項21
	1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法21
	2	その他必要な事項21
第	2	森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項 …22
	1	森林病害虫等の駆除及び予防の方法22
	2	鳥獣害対策の方法 (第1に掲げる事項を除く)22
	3	林野火災の予防の方法22
	4	森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項22
	5	その他必要な事項22
IV	森材	kの保健機能の増進に関する事項23
	1	保健機能森林の区域23
	2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採
		その他の施業の方法に関する事項23
	3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項23
	4	その他必要な事項23
V	₹0.	O他森林の整備のために必要な事項 ······23

1	森林経営計画の作成に関する事項	23
2	生活環境の整備に関する事項	24
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	24
4	森林の総合利用の推進に関する事項	25
5	住民参加による森林の整備に関する事項	25
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	25
7	その他必要な事項	25

- I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項
- 1 森林整備の現状と課題

本市は、大阪府の南部に位置し、大阪市の中心部より45kmの距離にあり、東は泉南市、 西は岬町に、南は和泉山脈を境として和歌山県に、北は、波静かな大阪湾に面している。

和泉山系を水源とした男里川上流の金熊寺川流域が森林保全の重要な役割を担っている。 地勢的には、東西約8km、南北約6km、面積36.17kmの市域を有し、そのうち森林面 積が1,872haで総面積の52%を占めている。国有林が186ha、公有林が273 ha、私有林が1,413haでそれぞれ10%、15%、75%である。今後は、これら 森林について保育、間伐を適正に実施していくことが必要である。

本市の森林は、地域住民の生活に密着した林業生産活動が積極的に実施されるべき人工 林帯、天然性の広葉樹林と多種多様になっており、森林に対する市民の意識・価値観の多様 化から、水源のかん養、景観資源など多くの機能を有する貴重な市民の財産としての森林資 源の保全整備に努めなければならない。

# 2 森林整備の基本方針

- (1) 地域の目指すべき森林資源の姿
  - 〇水源のかん養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林(以下、「水源かん養機能維持森林」という。)

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ 浸透・保水能力の高い土壌を有する森林を目指して、森林の適切な維持管理を図 る。

〇土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業 を推進すべき森林(以下、「山地災害防止/土壌保全機能維持増進林」という。)

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生と ともに樹木の根が深く広く発達し、土壌を保持する能力に優れた森林を目指し て、森林の適切な維持管理を図る。

# (2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林整備に当たっては大阪府が作成した府内の将来の森林のあるべき姿とそれ を実現するための技術的手法を示す「大阪府森林整備指針(以下指針という)」に 定める「メリハリをつけた林業経営」「防災に配慮した森づくり」「広葉樹などの資 源の育成と活用」「多様な森づくり」の4つの目標に向けて指針の内容をふまえて 森林整備を実施していくこととする。

本市の南部には和泉山系の山並みが広がり、比較的人工林もあるので、作業路網の整備により計画的かつ効率的な森林整備を進める。

また、大阪ベイエリアと空港を臨むことができる地域では景観の維持向上と森林レクリエーションや自然環境学習の場として活用が図られるよう留意する。

更に、集落に近い里山では、近年、適正な管理がされずに荒廃した森林が増加する傾向にあるが、地域住民やNPO、ボランティア等と連係を強化し、住民協働による森づくりを進めることがポイントになる。

# 3 森林施業の合理化に関する基本方針

森林施業の集約化による施業の効率化と、高性能林業機械の導入や林内路網の整備を図り、木材の搬出コストの縮減と木材の安定的な供給体制を整備すること。また、森林所有者から森林組合への施業委託・経営管理の委託を進め、施業の共同化を促進していく。

#### Ⅱ 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く)

#### 1 樹種別の立木の標準伐期齢

(単位:年)

			樹種		
スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	クヌギ	その他広葉樹
4 0	4 5	3 5	4 5	1 0	1 5

なお、標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採(主伐)の時期に関する指標として 定めるものであり、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務付けるものでは ない。

#### 2 立木の伐採(主伐)の標準的な方法

地域森林計画に定める立木の伐採(主伐)の標準的な方針に関する指針に基づき、森林の有する多面的機能の維持増進を図るため、気候、地形、土壌等の自然条件、樹種や森林の構成等の森林資源の賦存状況、地域の林業技術体系等を勘案して、伐採方法、主伐の時期、伐区の設定方法その他必要な事項を次のように定める。

皆伐は、1 箇所当たりの伐採面積の規模や伐採箇所の分散に配慮し、適確な更新を図る。また、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進する。

択伐は、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体では概ね均等な割合で行う。また、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう 一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

なお、立木の伐採の標準的な方法を定めるに当たっては、以下のア〜オに留意する。 ア 森林の有する多面的機能の維持増進を図ることを旨とし、皆伐及び択伐の標 準的な方法について、立木条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木 材の需要構造、森林の構成等を勘案する。

- イ 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。
- ウ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。
- エ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、そ の方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による 場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。
- オ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、 及び渓流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。

# 3 その他必要な事項

特になし。

#### 第2 造林に関する事項

#### 1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や、多面的機能の発揮 の必要性から、植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、 将来にわたり育成単層林として維持する森林において行う。

#### (1) 人工造林の対象樹種

地域森林計画で定める人工造林の対象樹種に関する指針に基づき、適地適木を旨 として、立地条件、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案し、 将来にわたり育成単層林として維持するために人工造林の対象樹種を次のように定 める。

また、花粉発生源対策を推進するため、花粉の少ない苗木(無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木)の植栽、広葉樹の導入等に努めることとする。

なお、郷土種の選定等森林の生物多様性の保全にも留意する。

さらに、定めた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市の関係部局と相談の上、適切な樹種を選定する。

# 人工造林の対象樹種

# 人工造林の対象樹種

スギ、ヒノキ、マツ類、クヌギ、コナラ、ケヤキ等

# (2) 人工造林の標準的な方法

# ア 人工造林の標準的な方法

人工造林の造林樹種について、施業の効率性や地位等の立地条件を踏まえ、既往

の植栽本数や保安林の指定施業要件を勘案して、仕立ての方法別に1ヘクタール 当たりの標準的な植栽本数を植栽する。

また、複層林化を図る場合の樹下植栽について、それぞれの地域において定着している複層林施業体系がある場合はそれを踏まえつつ、標準的な植栽本数に下層 木以外の立木の伐採率(材積による率)を乗じた本数以上を植栽する。

さらに、定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、 林業普及指導員又は市の関係部局と相談の上、適切な植栽本数を決定する。

人工造林の樹種別及び仕立ての別の植栽本数

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数(本/ha)	備考
	密仕立て	4, 000	
スギ	中仕立て	3, 000	
	疎仕立て	2, 000	
	密仕立て	4, 000	
ヒノキ	中仕立て	3, 000	
	疎仕立て	2, 000	

#### イ その他人工造林の方法

気象、その他の立地条件、既往の造林方法等を勘案して地拵えの方法、植栽時期、 植付けの方法その他必要な事項を次のように定める。

その他人工造林の方法

区分	標準的な方法		
	植栽を容易にするため、伐採跡の枝条等を整理する。枝条等の		
地拵えの方法	量が多い場合には必要に応じて棚積みなどの処理を行うもの		
	とする。		
	植え穴は十分大きく掘るとともに、根が広がるように植え付		
植付けの方法	け、踏み付けを行い活着率の向上を図る。		
	また、苗木は林地に均一に植え付けるものとする。		
植栽の時期	植栽は春先に行うものとする。		

# (3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

地域森林計画で定める伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針に基づき、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、3に定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に指定されている森林など人工造林によるもので、皆伐による伐採に係るものについては、伐採年度の翌年度の初日から起算して2年以内に植栽を完了する。

また、それ以外の森林については、伐採年度の翌年度の初日から起算して5年以内に植栽することとする。

# 2 天然更新に関する事項

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、 主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行う。

## (1) 天然更新の対象樹種

地域森林計画で定める天然更新の対象樹種に関する指針に基づき立地条件、周辺 環境等を勘案し、天然更新の対象樹種(後継樹として更新の対象とする高木性の樹種。 以下同じ)を次のように定める。

# 天然更新の対象樹種

天	然更新の対象樹種	スギ、ヒノキ、マツ類、
		クヌギ、コナラ等
	ぼう芽更新による更新が可能な樹種	クヌギ、コナラ等

ただし、スギ、ヒノキは択伐に限る。

# (2) 天然更新の標準的な方法

# ア 天然更新の標準的な方法

森林生産力の維持増進を図るため、ぼう芽により更新を行う林分にあっては、原則として標準伐期齢未満の伐採は避けること。更新は、周辺の草丈以上の更新樹種の本数が、概ね下表に示す本数以上で完了しているものとする。なお、林床等の状況から天然稚樹の発生・育成が不十分な箇所については、必要に応じて地表処理、刈出し、植え込み等の更新補助作業を行うこと。

# 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹 種	期待成立本数	立木度	更新完了の基準とな る本数
スギ、ヒノキ、マツ類、クヌ ギ、コナラ類等	10, 000 本/ha	3	3, 000 本/ha

# 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法		
地丰加丽	下層植生や粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害さ		
地表処理 	れている箇所について、地表のかき起こしや枝条整理等		

	を行う。
刈出し	天然稚樹が下層植生により生育が阻害されている箇所に
<b>刈田</b> C	ついて、生育を妨げる雑草木を除去する。
	植込みは天然下種更新の不十分な箇所において行う。な
   植込み	お、植込み樹種は複層林施業に準じて選定するとともに、
他込み	植込み本数は、天然稚樹等の有無及びその配置状況等を
	勘案して決定する。
	芽かきは目的樹種のぼう芽の発生状況等を勘案して行う
芽かき	ものとし、伐採後2~3年内に優勢なぼう芽を3本程度
	残すよう芽かきを行う。

イ その他天然更新の方法

特になし。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

天然更新によるものについては、伐採年度の翌年度の初日から起算して5年 以内に、更新状況の確認を行うとともに、更新が完了していないと判断される場合は、植栽等により確実に更新を図る。

- 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在特になし。
- 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準については、次のとおり定める。

(1) 更新に係る対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

5 その他必要な事項

特になし。

- 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育 の基準
- 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

地域森林計画で定める間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針に基づき、間伐は、森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることを旨とし、地域における既往の間伐の方法を勘案して、間伐の回数及びその実施時期、間伐率等について次のように定める。間伐率については、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の樹幹疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で定めるものとする。

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	植栽本数	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)			令 (年)
		(本/ha)	初回	2回目	3回目	4回目
スギ	中仕立	3,000 本/ha	1 6	2 1	3 1	(40)
\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	密仕立	4,000 本/ha	1 6	2 0	2 4	
L / +	中仕立	3, 000 本/ha	1 8	2 3	3 5	(45)
ヒノキ	密仕立	4,000 本/ha	1 8	2 3	2 9	3 5

(注)ア. 間伐を実施すべき標準的な林齢の「初回」は、間伐開始時期の林齢を示す。 イ.())は長伐期大径材生産を目標とした場合。

# 2 保育の作業種別の標準的な方法

地域森林計画で定める保育の標準的な方法に関する指針に基づき次のように定める。 なお、時期や回数、作業方法、その他必要な事項については、既往における保育の方法 を勘案して林地ごとに決定する。

間伐の標準的な方法	備	考
・間伐の開始時期、繰り返し時期、間伐率、間伐木の選定方		
法、その他必要な事項については既往の間伐の方法を勘案		
して林地ごとに決定する。		
・間伐木の選定は林分構造の適正化を図るよう形質不良木等		
に偏ることなく行い、間伐率は本数割合で2~3割程度(初		
回は3割程度)とする。		

# ア 下刈り

植栽後、上長成長を開始して雑草木類との競合が始まる時期から、雑草木から十分抜ける時期まで年1~2回行う。実施時期は6月上旬から9月上旬とする。

# イ つる切り及び除伐

下刈り終了後、3~5年間はつる切り及び除伐を併せて行う。

除伐は、目的樹種の育成が阻害されている箇所及び阻害される恐れのある箇所を対象とし、発生不良木、被害木等について実施する。

なお、この場合急激な環境変化を生じないよう配慮するとともに、目的外樹種であっても有用なものは残し育成する。

# ウ 枝打ち

林分の樹冠閉鎖後、立木の育成に支障のない程度に行う。実施時期は11月~3月とする。

保育の種類 樹種	出活	実施すべき標準的な林齢														
	131年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
下刈り  -	スギ	0	0	0	0	0	Δ	Δ								
	ヒノキ	0	0	0	0	0	0	Δ	Δ							
つる切り	スギ						0	0	0							
70919	ヒノキ							0	0	0						
スキ スキ	スギ									<b>←</b>	0	$\rightarrow$				
除伐	ヒノキ											<b>←</b>	0	$\rightarrow$		

(注) △は必要に応じて行う。

# 3 その他必要な事項

該当なし。

# 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法

森林の有する公益的機能に応じ、当該森林の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法について、森林の立地条件、森林の有する機能に対する地域の要請や既往の森林施業体系等を勘案し次(1)及び(2)のように定める。

# (1) 水源かん養機能維持森林

# ア 区域の設定

水源かん養保安林やダム集水区域、主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、渓流等の周辺に存する森林、水源かん養機能の評価区分が高い森林等、水源のかん養の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1により定める。

# イ 森林施業の方法

伐期の延長を推進する施業及び伐採面積の縮小・分散を図ることを基本とし、適正 な森林の立木蓄積を維持しつつ、下層植生や根系の発達を確保するものとし、伐期の 間隔の拡大を図ることとする。また、当該森林の伐期齢の下限について、樹種及び地 域ごとに標準伐期齢に10年を加えた林齢を定めるものとする。 以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表2に定める。

# 森林の伐期齢の下限

				樹種		
区域	スギ	ヒノキ	マツ	その他の	クヌギ	その他の
		,	,	針葉樹	,,,,	広葉樹
H 2 H 3 H 4						
H 5 H 6 H 7						
H 8 H12 H13						
H19 H20						
N 2 N 3 N 4	50 年	55 年	45 年	55 年	20 年	25 年
N 5 N 6 N 7						
N 8 N 9 N14						
N15 N18						

(2)山地災害防止/土壌保全機能維持増進林、快適環境形成機能維持増進森林、保健機 能維持増進森林

# ア 区域の設定

次の①~③の森林など、森林の有する土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1により定める。

① 山地災害防止/土壤保全機能維持増進林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険 地区、山地災害の発生により人命・人家等への被害の恐れがある森林、山地災害 防止機能の評価区分が高い森林等とする。

② 快適環境形成機能維持増進森林

市民の日常生活に密接な関わりを持ち塵、風害、霧害等の影響を緩和する森林、 生活環境保全機能の評価区分が高い森林等とする。

(別表1のとおり該当なし。)

# ③ 保健機能維持増進森林

保健保安林、風致保安林、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林等の市民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観を形成する森林、保健文化機

能の評価区分が高い森林等とする。(別表1のとおり該当なし。)

#### イ 森林施業の方法

① 山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林

長伐期施業により伐採面積の縮小・分散を図ること。または、複層林施業により 一定の蓄積の確保を図る伐採管理を行うことを基本とし、十分な根系の発達を確 保することとする。

②③ 快適環境形成機能維持増進森林・保健機能維持増進森林

長伐期施業により伐採面積の縮小・分散を図ること、また、複層林施業により一定の森林蓄積の確保を図る伐採管理を行うことを基本とし、自然景観の維持向上など個々の森林に対する要請に応じた適切な施業の方法を定めるものとする。

なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林においては、風致の優れた森林の維持又は 造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うこととする。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐を行う伐期齢の下限について、樹種別・地域別に標準伐期齢のおおむね2倍以上の林齢を定めるものとする。

アの①から③までに掲げる森林の区域のうち、公益的機能の維持増進を図るため、以下の伐期齢の下限に従った森林施業その他の森林施業を推進すべきものを 当該推進すべき森林施業の方法ごとに別表2に定める。

# 長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

				樹種		
区域	スギ	ヒノキ	マツ	その他の	クヌギ	その他の
	<b>/</b> +	レノヤ	4 7	針葉樹	クメヤ	広葉樹
H 9 H10 H11						
H14 H15 H16	80 年	90 年	70 年	90 年	20 年	30 年
H17 H18						

<sup>※</sup>上記の年数はおおむねの年数を示す。

2 木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域 における森林施業の方法

# (1)区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木 材生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行う ことが適当と認められる森林について、木材等生産機能の維持増進を図る森林をい

# う。(別表1のとおり)

また、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等を 「特に効率的な施業が可能な森林」として、必要に応じ定める。その際、人工林を中心とした林分であるなど周囲の森林の状況を踏まえるとともに、災害が発生するおそれのある森林を対象としないよう十分に留意し定める。

# (2) 森林施業の方法

前述のとおり現在のところ区域の設定はしていないが、計画期間内に施業が行われる場合は、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。

この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。また、特に効率的な施業が可能な森林における人工林について、原則として、皆伐後には植栽による更新を行うこととする。

【別表1】

区分		森林の	の区域		面積(ha)
水源かん養機能維持森林		H 2	H 3	H 4	
		H 5	H 6	H 7	
		H 8	H12	H13	
		H19	H20		1 065 64
		N 2	N 3	N 4	1, 065. 64
	N 5	N 6	N 7		
		N 8	N 9	N14	
		N15	N18		
山地災害防止/土壌保全	山地災害防止/土壌保全	H 9	H10	H11	
機能維持増進林、快適環	機能維持増進林	H14	H15	H16	349. 56
境形成機能維持増進森		H17	H18		
林、保健機能維持増進森	快適環境形成機能維持増				
林	進森林		_		_
	保健機能維持増進森林				
			_		_

木材等生産機能維持増進を図るための森林施業を推		ha
進すべき森林		
木材の生産機能の維持増進を図るための森林		
施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施	該当なし	_
業が可能な森林		

# 【別表2】

区分	施業の力	法	森林の	の区域		面積(ha)
水源かん養機能維持	伐期の3	延長を推進すべき森	H 2	Н 3	H 4	
森林	林		H 5	H 6	H 7	
			H 8	H12	H13	
			H19	H20		1 065 64
			N 2	N 3	N 4	1, 065. 64
			N 5	N 6	N 7	
			N 8	N 9	N14	
			N15	N18		
山地災害防止/土壌	長伐期加	Н 9	H10	H11		
保全機能維持増進	林		H14	H15	H16	349. 56
林、快適環境形成機			H17	H18		
能維持増進森林、保	複層林	複層林施業を推進				
健機能維持増進森林	施業を	すべき森林 (択伐に		_		_
	推進す	よるものを除く)				
	べき森	択伐による複層林				
	林	施業を推進すべき				
		森林		_		_
	特定広葉樹の育成を行う森					
	林施業を	を推進すべき森林				

# 3 その他必要な事項特になし。

# 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針 森林所有者の高齢化や所有規模の零細化が進む中、森林施業プランナーの協力を図り、施業提案を通じて森林所有者などから森林経営に意欲のある林業事業体などへの長期の受委託を推進する。

#### 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

急峻な地形が大部分を占める本市においては、大型の高性能機械の導入は困難であるため、チェーンソー(伐木)、グラップル(集材)、簡易式プロセッサー(造材)の素材生産システムをメインシステムとして確立し、森林経営の委託推進と併せて、地域の実情に応じた適切な高性能林業機械の導入等を通じて、経費の低コスト化を図り、計画的・安定的な木材供給体制の確立と森林の適切な管理を推進する

# 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

地域の実情に応じた適切な林内路網の整備や高性能林業機械の導入を図るとともに、 川上と周辺市町村の関係者との連係を強化し、地域材の利用促進を通じた流域林業の 活性化を図る。

また、大阪府林業労働力確保支援センター等と協力して、新規就労者を促進する。

#### 4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより市において、適切な森林の経営管理を推進する。

経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意する。

# 5 その他必要な事項

特になし。

# 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

山への関心を高めていただくため、地域関係者が集まる協議会の開催などを通じて 森林施業の共同化に向けた普及活動を推進するものとする。

#### 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林組合等の地域の核となる林業事業体が、地域の森林資源や路網の整備状況、又は 地域の地形や地質に応じた最適な路網整備や林業機械の導入計画等に基づく施業プラン等を所有者毎に作成し、所有者の了解を得るとともに地域の合意形成を図りながら 推進する。

- 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項 地域の合意形成の基に、森林組合が作業道や土場、作業場等の設置、並びに維持管理 に努めることとする。
- 4 その他必要な事項特になし。
- 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項
  - 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項 路網密度の水準及び作業システム

区分	作業システム	路 網 密 度 (m/ha)	
			基幹路網
緩傾斜地(0°~15°)	車両系作業システム	110 以上	35 以上
中傾斜地(15°~30°)	車両系作業システム	85 以上	25 以上
	架線系作業システム	25 以上	25 以上
急傾斜地(30°~35°)	車両系作業システム	60 以上	15 以上
	架線系作業システム	20 以上	15 以上
急峻地(35°~)	架線系作業システム	5 以上	5 以上

- 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項 該当なし
- 3 作業路網の整備に関する事項
  - (1) 基幹路網に関する事項
    - 1 基幹路網の作設にかかる留意点

基幹路網の作設にあたっては、安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道規程(昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知)、林業専用道作設指針(平成22年9月4日22林整整第602号林野庁長官通知)を基本として、大阪府が定める林業専用道作設指針に則り開設するものとする。

# 2 基幹路網の整備計画

開設/ 拡張	種類	(区分)	位置(林 班等)	路線名	延長(m) 及び箇 所数	利用区域 面積(ha)	前半5ヵ 年の計画 箇所	対図番 号	備考
	該当なし								
	該当なし								
計									

# (2) 細部路網の整備に関する事項

#### 1 細部路網の作設に係る留意点

細部路網の作設にあたっては、継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から森林作業道作設指針(平成22年11月17日林整整第656号林野庁長官通知)を基本として、大阪府が定める森林作業道作設指針に則り開設するものとする。

# その他必要な事項 特になし。

# (3) 基幹路網の維持管理に関する事項

基幹路網の維持管理にあたっては、「森林環境保全整備事業実施要領」(平成 14 年 3 月 29 日付け 13 林整整第 885 号林野庁長官通知)、「民有林林道台帳について」 (平成 8 年 5 月 16 日 8 林野基第 158 号林野庁長官通知)等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理するものとする。

# 4 その他必要な事項

上記の他、山土場、機械の保管庫、土捨場等木材の合理的な搬出を行うために必要と されている施設の整備等その他森林の整備のために必要な施設の整備計画

施設の種類	位置	規模	対図番号	備考
_	_	_	_	_

#### 第8 その他必要な事項

# 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

府と協力して、森林組合を地域の森林整備の中核的な担い手として育成する。また、 林業後継者については、府や大阪府林業労働力確保支援センターとの連携を強化し、新 規就労の円滑化や基幹的林業労働者の養成等に努める。加えて、林業への新規参入・起 業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着等に取り組む。

#### 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

# 高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類	現状(参考)	将来
		バックホウ(道開設)
   伐倒	   チェーンソー(伐倒・造材)	↓ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		テェーシノー((文語) ↓ ↓
造材		プロセッサー(造材)
<b>↓</b>		↓ ↓ ↓
集材		グラップル(集材) I
₩出		→ フォワーダ(搬出)
1		↓
運搬		トラック(運搬)

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

林産物の生産(特用林産物)・流通・加工販売施設の整備計画

施設の種類	現	状 (参考)			備考		
心はひが生気	位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号	I/用 <i>个</i> 5
該当なし							

# Ⅲ 森林の保護に関する事項

- 第1 鳥獣害の防止に関する事項
  - 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
    - (1) 区域の設定該当なし。
    - (2) 鳥獣害の防止の方法 該当なし。
  - その他必要な事項 該当なし。
- 第2 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項
  - 1 森林病害虫等の駆除及び予防の方法
    - (1) 森林病害虫等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病害虫等による被害の未然防止と被害の軽減を図るため、森林の巡視による被害の早期発見及び早期駆除等に努め、森林の有する公益的機能の低下を防ぐ。

また、今後予想されるナラ枯れ被害に対し現況調査を強化するなど、適切な措置を行う。さらに被害を受けにくい健全な森づくりを目指し、高齢木や大径木の伐採を進

めることで森林の更新を図る。

#### (2) その他

府や近隣市町、森林組合で組織する「泉州森林サポート協議会」等において、森林 病害虫等による被害の未然防止と被害の軽減を図るための対策等を協議しておくと ともに、森林の巡視や広報等を行い、森林病害虫等による被害の未然防止と被害の軽 減に努める。

# 2 鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く)

鳥獣による森林被害を軽減するため、個体数の調整、放置竹林の手入れよる鳥獣の 潜伏エリアの縮減、被害対策について森林所有者への普及啓発等に努めるなど鳥獣 による森林被害の軽減を図る。

# 3 林野火災の予防の方法

広報や看板等を活用して森林所有者やハイカー等に対する火の取り扱いに関する 注意喚起を図るとともに、地元消防署や消防団との連係強化と初期消火機材の配置 等により林野火災の予防と初期消火に努めるとともに、森林保険等への加入拡大に 努める。

- 4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項 特になし。
- 5 その他必要な事項
  - (1) 病害虫の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林 特になし。
  - (2)その他

特になし。

# Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

保健機能森林の区域

森林の	所在		森林の林種別面積(ha)					
位置	林小班	合計	合計 人工林 天然林 無立木地 竹林 その他					
該当なし								

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する 事項 森林の保健機能の増進を図るとともに、施設の設置に伴う森林の有する水源かん養、 国土保全等の機能の低下を補完するため、自然環境の保全及び森林の有する諸機能の 保全に配慮しつつ、択伐施業、広葉樹育成施業等、多様な施業を積極的に実施する。

また、利用者が快適に散策等を行えるよう、適度な林内照度を維持するため、間伐、除伐等の保育施業を積極的に行う。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

自然環境の保全、国土保全及び文化財の保護等配慮しつつ、利用者の意向や地域の実情等を踏まえてハイキング道や案内サイン、ベンチ等の整備を行うとともに、施設の適切な管理に努める。

#### 4 その他必要な事項

保健機能森林の管理・運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、地域の実情 や利用者の意向等を踏まえて、森林及び施設の適切な管理、防火体制、利用者の安全確 保等に留意する。

#### V その他森林の整備のために必要な事項

- 1 森林経営計画の作成に関する事項
  - (1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画すべき 旨を定めるものとする。

ア Ⅱの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後 の植栽

該当なし。

イ Ⅱの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項 森林の有する機能に対する地域の要請や既往の森林施業体系等を勘案し、本

整備計画で定めた森林の有する公益的機能に応じた適切な施業を行う。

ウ Ⅱの第5の3の森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項 及びⅡの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項。

森林の施業又は経営の受託、あるいは共同して森林施業を実施する場合等においては、本整備計画で定めた方針や方策等に留意し推進する。

エ Ⅲの森林の保護に関する事項

本計画で定めた事項に基づき、森林病害虫等被害の未然防止と被害の軽減、被害

発生地の防除対策に努めるとともに、森林の適切な保護を図り、森林が有する公益 的機能の高度な発揮を促すよう措置する。

# (2) 森林法施行規則33条第1号ロの規定に基づく区域

森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域は、路網の整備の状況その他の地域の実情を総合的に勘案して、造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる森林の範囲について、次のとおり定めるものとする。

区 域 名	林 班	区域面積(ha)	
阪南市	H001 ~ H021 N001 ~ N019	1,686	

注 森林の区域の記載については、付属資料の阪南市森林整備計画概要図に図示する。

# 2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

本市の森林は、住民に安らぎとうるおいをもたらすだけでなく、木材やシイタケ、タケノコ等の産物を生産する等、身近な自然として親しまれるとともに、豊かな資源を育んでいる。このため、森林の適切な管理と整備に努め、森林が有する諸機能を発揮させるとともに、川上から川中・川下まで周辺市町村と連携体制を構築することにより木材の地産地消を進め、林産業を再興することにより、地域の振興を図っていく。

# 4 森林の総合利用の推進に関する事項

森林の総合利用施設の整備計画

現状(種施設の種類		(参考) (将		来)	対 図
心設り作業	位置	規模	位置	規模	番 号
緑地	阪南市桑畑	キャンプ施設	_	_	_
(桜の園)	548-19	定員 60 名			

# 5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

府民参加の森造成事業

府、市及び地域住民が一体となり、森林の持つ公益的機能の維持と森林に関する 知識を深める。

- (2)上下流連携による取組に関する事項 該当なし。
- (3) 法第10条の11の9第2項に規定する施業実施協定の参加促進対策 該当なし。
- (4) その他該当なし。
- 6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項 該当なし
- 7 その他必要な事項
  - (1) 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林については、当該制限に従った施業を行うとともに、国土保全や自然環境の保全等の観点から、森林の適切な管理を行う。
  - (2) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質の変更に当たっては、調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立って森林の適正な保全と利用との調整を図ることとし、地域における飲料水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林等安全で潤いのある居住環境の保全及び形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は、極力避けることとする。

土石の切取り、盛土等を行う場合には、気象、地形及び地質等の自然条件、地域における土地利用及び森林の現況並びに土地の形質変更の目的及び内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行うこととする。また、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらし、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を来すことのないよう、その態様等に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設及び貯水池等の設置並びに環境の保全等のための森林の適正な配置等適切な措置を講ずるものとする。

太陽光発電施設の設置に当たっては、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいことなどの特殊性を踏まえ、開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得る取組の実施などに配慮すること。

加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)に基づき、規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用する。

# 付属資料

別紙 1

市町村森林整備計画概要図

